

鳥取県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
宮内 秀樹	倉吉市宮川町二丁目70	宮内整骨院	倉吉市宮川町二丁目70	平成24年6月28日